

令和5年度 都市農村交流推進支援業務
公募型プロポーザルに関する質問の回答

質問1

以下の項目は、審査の加点要素として合計14点分とありますが、営業所の設置有無で1点ありますので合計15点になりますでしょうか？

社会政策推進関係の登録・認定等状況（該当するものにチェックしてください）

- 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録
- 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての認定
- 高齢者雇用確保措置にかかる労使協定の締結または就業規則の届出
- 障害者の雇用に関する法定雇用率の達成（状況報告義務のある事業者）あるいは障害者の雇用（状況報告義務のない事業者）
- 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証
- 環境マネジメントシステムの認証・登録
- 本県内に本店を有している
- 本県内に営業所等を有している

回答1

以下の項目については評価点を各2点とします。

- 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録
- 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主としての認定
- 高齢者雇用確保措置にかかる労使協定の締結または就業規則の届出
- 障害者の雇用に関する法定雇用率の達成（状況報告義務のある事業者）あるいは障害者の雇用（状況報告義務のない事業者）
- 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証
- 環境マネジメントシステムの認証・登録

以下の項目については、どちらかのみを加算になります。「本県内に本店を有している」場合は2点、「（本県内に本店を有していないが）本県内に営業所等を有している」場合は1点の加算です。

- 本県内に本店を有している
- 本県内に営業所等を有している

そのため、満点は14点となります。

質問 2

宿泊については農家民宿および農家民泊が理想かと思うが、農山漁村に位置する宿泊施設はどの程度まで対象か。

回答 2

県 HP「グリーンツーリズム滋賀」に掲載する宿泊施設については、農家民宿・農家民泊や古民家が望ましいです。

研修テーマである「農泊」については、宿泊施設は農家民宿に限らず、旅館やホテルも含みますので、農山漁村地域に位置する宿泊施設であれば全て対象とします。

(以上)